

標準一般仕様書・特記仕様書

【標準一般仕様書】

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様は、狭山市（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）へ委託する「堀兼浄水場揚水ポンプ更新工事設計業務委託」（以下、「本業務」）に適用するものとする。

2 業務の目的

本業務は、特記仕様書に示す事項に係る検討を実施し、揚水ポンプ更新工事の実施を目的とした詳細設計を行う。

3 一般仕様書の適用

本業務は、水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）、及び本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

4 費用の負担

本業務の検査等に伴う費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として乙の負担とする。

5 法令等の遵守

乙は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

6 中立性の保持

乙は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

7 秘密の保持

乙は、本業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは契約の終了又は解除後も同様とする。また、乙は成果品（業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む）を甲の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡もしくは無断使用してはならない。契約の終了又は解除後も同様とする。なお、乙は本業務における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

8 公益確保の責務

乙は、本業務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

9 提出書類

乙は、本業務の着手及び完了に当たって甲の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手通知書 (2) 工程表 (3) 管理技術者通知書 (4) 職務分担表
- (5) 完了通知書 (6) 納品書 (7) 請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

10 管理技術者及び技術者

- (1) 乙は、管理技術者、照査技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道））又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャーの資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (3) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道））又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャーの資格を有するものとする。設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行う。
- (4) 管理技術者と照査技術者は職務を兼任することはできない。

11 工程管理

乙は、常に業務の進捗状況について把握し、工程表どおりの円滑な進行に努めなければならない。また、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を甲に提出し、協議しなければならない。

12 成果品の審査及び納品

- (1) 乙は、成果品完成後に甲の審査を受けなければならない。
- (2) 乙は、成果品の審査において、甲から訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 乙は、業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、甲の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに乙の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、乙は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1 3 関係官公庁等との協議

乙は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく甲に報告しなければならない。

1 4 資料の貸与

- (1) 乙は、本業務の遂行上必要がある場合は、甲の所有する資料の貸与を要請することができる。
- (2) 甲は、乙から上記により資料の要請があり、その必要性を認める場合は、要請された資料を貸与するものとする。
- (3) 甲から貸与される資料について、乙は必ず「借用書」を提出し、資料の汚損、滅失及び盗難等の事故がないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。
- (4) 乙は、貸与された資料を他の目的に使用してはならない。

1 5 参考文献等の明記

本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1 6 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、乙の申請による。

1 7 疑義の解釈

本業務の実施について、本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲と乙が協議を行い、協議が成立しない時は甲の指示に従うものとする。

1 8 損害賠償

乙は、本業務実施中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、甲に発生原因、経過、被害の内容を速やかに報告するものとする。また、損害賠償等の請求があった場合は、一切を乙において処理するものとする。

第2章 計画

1 一般的事項

乙は、調査、計画及び設計にあたり、十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合わせを行うものとする。

- (1) 乙は、契約図書に基づき業務を行う。
- (2) 乙は、契約図書に明記していない事項であっても、業務の目的を達成する上で必要と認められる事項は実施する。
- (3) 乙は、契約後速やかに業務計画書を甲の担当者に提出して承諾を受ける。担当者に提出して承諾を受ける。

- (4) 乙は、業務に先立ち十分な資料の精査および現場調査を行い、適用基準等に基づき資料を作成するものとする。なお、現場調査時に現場写真を撮影し、整理のうえ成果品と共に提出する。
- (5) 作成する図面等の図面区分、縮尺用紙サイズ等については甲の担当者と協議担当者との協議する。
- (6) 設計等の作業に当たり、代価、手間等の積算については根拠等を明確にし、書類作成を行う。

2 業務の手順業務の手順

- (1) 本業務は、十分に協議を行い実施するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打ち合わせには必ず出席しなければならない。
- (3) 乙は、打ち合わせには議事録をとり、内容を明確にして甲に提出しなければならない。

3 現地調査

現地調査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、全ての業務内容において十分な調査を行わなければならない。

4 調査及び計画

乙は、甲より提供した資料、乙が調査収集した資料及び関係者の打ち合わせ結果等を十分検討したうえで調査及び計画を実施すること。

5 まとめと照査

乙は、作業項目における方針の確定・確認及び作業内容の照査を行う。

【特記仕様書】

第3章 業務概要

1 委託業務の名称

堀兼浄水場揚水ポンプ更新工事設計業務委託

2 特記仕様書の適用範囲

本仕様書は、堀兼浄水場揚水ポンプ更新工事設計業務委託一般仕様書に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

3 業務の目的

本業務は、井水を塩素滅菌処理の後、揚水ポンプ井から配水池へ揚水するためのポンプの更新工事の実施を目的とした詳細設計を行うものとする。

4 堀兼浄水場浄水設備の概要(現況)

敷地概要

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 建設場所 | 埼玉県狭山市大字堀兼1975番地の1 |
| (2) 面 積 | 3696.53m ² |
| (3) 用途地域 | 市街化調整区域 |

既存主要構造物

(1) 第1号取水井(場内)

- | | |
|-------|---------------------|
| ① 取水量 | 90m ³ /日 |
| ② 構造 | 深井戸 径300mm 深200m |

(2) 第2号取水井(場外)

- | | |
|-------|----------------------|
| ① 取水量 | 150m ³ /日 |
| ② 構造 | 深井戸 径300mm 深200m |

(3) 第3号取水井(場外)

- | | |
|-------|----------------------|
| ① 取水量 | 170m ³ /日 |
| ② 構造 | 深井戸 径300mm 深200m |

(4) 第4号取水井(場外)

- | | |
|-------|----------------------|
| ① 取水量 | 230m ³ /日 |
| ② 構造 | 深井戸 径300mm 深200m |

(5) 第5号取水井(場外)

- | | |
|-------|----------------------|
| ① 取水量 | 270m ³ /日 |
| ② 構造 | 深井戸 径300mm 深200m |

(6) 砂除去設備

- ① 処 理 量 $35\text{m}^3/\text{時} \times 7\text{基}$
- ② 構 造 サンドセパレーター

(7) 着水井

- ① 有効容量 45m^3
- ② 構 造 鉄筋コンクリート造

(8) 塩素注入設備

- ① 設備容量 $80\text{m}\ell/\text{分} \times 1.0\text{MPa} \times 2\text{台}$ (1台予備) 自己水用
- ② 設備容量 $80\text{m}\ell/\text{分} \times 1.0\text{MPa} \times 1\text{台}$ 県水用

(9) 揚水ポンプ井

- ① 有効容量 90m^3
- ② 構 造 鉄筋コンクリート造
- ③ ポンプ 水中モーターポンプ $3.43\text{m}^3/\text{分} \times 20\text{m} \times 22\text{kw} \times 2\text{台}$

(10) 配水池

- ① 容 量 $2,800\text{m}^3 \times 2\text{池}$
- ② 構 造 PCコンクリート造

5 対象設備

揚水ポンプ井設置揚水ポンプ(水中モーターポンプ)

揚水ポンプ逆止弁、及び仕切弁

上記設備更新に伴い影響のある配管類等、及び関連設備類

6 業務の内容

本業務における業務内容の主なものは、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 設計協議
- (2) 現地調査
- (3) 既存資料収集・整理
- (4) 基本条件の確認
- (5) 水理検討
- (6) 設計計画
- (7) 構造計算
- (8) 機能計算
- (9) 設計図作成
- (10) 数量計算
- (11) 審査

7 成果品

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく下記の成果品を報告書として提出する。

- (1) 各種検討書
- (2) 設計図
- (3) 数量計算書
- (4) 概算工事費の算出
- (5) 工事特記仕様書
- (6) 工事工程表
- (7) 上記を作成した電子データ(CD、DVD 等)
- (8) その他必要なデータ

※ 電子データは編集可能なデータとする

(Ms Word、Ms Excel、Ms Powerpoint、写真データ、CAD データ、構造計算書データ等) 及び PDF データ

- (9) 作業月報
- (10) 打ち合わせ記録
- (11) その他甲の指示する資料

8 適用基準等

適用法令、基準、図書については、最新版を採用する。

- (1) 水道法
- (2) 河川法
- (3) 建築基準法
- (4) 水道施設の技術的基準を定める省令 厚生労働省
- (5) 水道施設耐震工法指針・解説 (社)日本水道協会
- (6) 水道施設設計指針 (社)日本水道協会
- (7) 水道施設維持管理指針 (社)日本水道協会
- (8) 浄水施設の機能診断・機能改善に関する技術資料
(財)水道技術開発センター
- (9) 水道施設機能診断の手引き (財)水道技術開発センター
- (10) 水道事業のガイドライン (社)日本水道協会
- (11) 水道施設更新指針 (社)日本水道協会
- (12) 浄水技術ガイドライン (財)水道技術開発センター
- (13) 水理公式集 (社)土木学会
- (14) その他、関係諸法令および準拠する必要がある法令、規格、関連通達等
- (15) 土木構造物標準設計 国土交通省
- (16) コンクリート標準示方書 (社)土木学会
- (17) 道路橋示方書 下部構造編・耐震設計編 (社)日本道路協会

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (18) 容器構造設計指針 | (社)日本建築学会 |
| (19) 鉄筋コンクリート構造設計基準・同解説 | (社)日本建築学会 |
| (20) 鋼構造設計基準・同解説 | (社)日本建築学会 |

9 その他

本設計業務に先立ち、基本設計等は一切行っていない。